

一般社団法人 日本トーゴ友好協会 会員規約

2020年8月16日

第1条（目的）

一般社団法人日本トーゴ友好協会会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人日本トーゴ友好協会（以下、「本協会」とする）の定款の定めによる会費を定めるとともに、本協会の会員の入退会及び正会員の特典義務等、本協会の運営ならびに会員活動の基本的事項を定める。

第2条（名称）

本協会は、一般社団法人日本トーゴ友好協会と称し、イッパンシャダンホウジンニッポントーゴウウコウキョウカイと読み、英文では、General Incorporated Association Japan-Togo Friendship Association と表示する。

第3条（会員）

本協会の定める正会員は次の4種とする。

(1) 法人会員

本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、社員総会に入会を承認された法人・行政機関

(2) 個人会員

本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、社員総会に入会を承認された個人

(3) 学生会員

本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、社員総会に入会を承認された学生

(4) 賛助会員

本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、社員総会に入会を承認された法人・行政機関

第4条（入会申込等）

1. 本協会の会員となるには、当協会所定の入会申込み手続きをし、社員総会の承認を得なければならない。
2. 社員総会で入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
3. 会員は社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。また、第6条に定める会費の納入日を入会日とする。

第5条（会員資格基準）

本協会の会員になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、社員総会は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

- (1) 本協会の趣旨に賛同していないとき
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名又は退会処分をうけたことがあるとき
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (4) その他協会が不適切と判断したとき

第6条（会費）

1. 各会員の年会費は次の通りとする。
 - (1) 法人会員 5万円
 - (2) 個人会員 1万円
 - (3) 学生会員 5千円
2. 入会初年度の年会費は、第4条第2項により社員総会からの入会を承認され、通知を受けた後、2週間以内に納入しなければならない。
3. 入会の翌年度以降の年会費は、当該年度が開始する前日までに納入しなければならない。
4. 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、本協会が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第6条に定める年会費の入金を確認したときから1年間までとする（例：11月11日入会した場合、有効期限は翌年の11月10日まで）。以後、第8条による退会の申し出または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第8条（退会）

1. 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
 - (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 社員全員の同意
 - (4) 除名
2. 会員が退会する時は会費を完納した上で、退会手続きをするものとする。

第9条（除名）

会員の除名は、次のいずれかに該当するに至ったときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)本協会に許可なく、本協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4)本協会に許可なく、本協会と競業する行為を行った場合
- (5)本協会に許可なく、本協会の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6)本協会に許可なく、本協会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7)本協会に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (8)本協会又は本協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9)本協会の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (10)他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (11)法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合

第10条（会員資格の喪失）

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3)正当な理由なく2か月以上会費を滞納したとき
- (4)総会員が同意したとき

第11条（会員の資格喪失に伴う特典及び義務）

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての特典を失い、義務を免れる。又、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の払い戻しを請求できない。

第12条（会員の特典）

会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。

- (1)本協会の機関誌の提供
- (2)各種セミナー、イベント、交流会等の案内
- (3)本協会が主催する行事にて、トーゴ共和国の文化体験、外交官や駐日トーゴ共和国大使館との交流

- (4)活動運営等へのボランティア参加の権利
- (5)年に1度の活動報告会への招待

第13条（会員の義務）

会員は次の義務を負う。

- (1)本協会の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2)本協会の会費等を納入する。
- (3)会員拡大に努める。
- (4)本協会の会員同士または会員と本協会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を協会会長に行うこと。
- (5)会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項を協会会長に知らせること。会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会は、その責任を負わないものとする。

第14条（会員名簿）

- 1. 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本協会の主たる事務所に備えおくものとする。
- 2. 当協会の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当協会に通知した居所及びメールアドレスにあてて行うものとする。

第15条（事務所）

本協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第16条（会員規約の追加・変更）

- 1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、社員総会の決議により定める。
- 2. 本協会は、社員総会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
- 3. 本協会の社員総会の議決により変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

第17条（機密情報の保護）

本協会は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

第18条（個人情報の保護）

本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 19 条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 20 条（法令の準拠）

本協会の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本協会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、本協会の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。